第20回 電波祭

飲食におけるコロナウイルス感染防止対策

電波祭副実行委員長 HI5 中村 友香

※「飲食店に係る熊本県感染防止対策認証基準」をもとに作成した資料です.

参考: https://kuma-ninsho.jp/wp/wp-content/uploads/2021/06/ninshokijun.pdf

【1 利用側学生・外部来場者の感染予防】

- 1. 入場門での検温・消毒を徹底し、発熱や咳など異常が認められる場合は、学内への 入場をお断りする.
- 2. 現金の受け渡し時に、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するほか、コイントレイを 介した受け渡しを導入する. 定期的に手指消毒を行う.
- 3. 飲食スペース入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず総務部門員および販売側学生が利用側学生・外部来場者に呼びかけなどを行い、手指消毒を実施する.
- 4. 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う.
- 5. 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する.
- **6.** 回し飲み,スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う.
- 7. 黙食を推奨し、会話をする際にはマスク着用をするように呼びかける.
- 8. 大声での会話を避けるように注意喚起を行う.
- 9. 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールを用いて定期的に清拭消毒する.

(例として, 机, 椅子, レジ, コイントレイなど)

- 10. トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する.
- 11. トイレにふたがある場合は、使用後に蓋を閉めて汚物を流すように表示する.
- 12. 手洗いの際には、個人のタオルなどの使用を促す.

【2 販売側学生の感染予防】

- 1. 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する. 大声での会話や客引きを避ける.
- 2. 業務開始前に、検温・体調確認を行う.

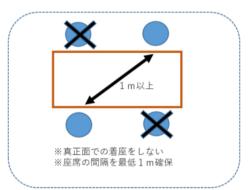
- 3. 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(咳や喉の痛みなど), 嘔吐・下痢などの症状がある場合には、学内への来場を禁止する.
- 4. 定期的にかつ,就業開始時や他者の接触が多い場所・物品を触れた後,清掃後,散れ使用後に手指消毒や手洗いを実施する.
- 5. ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手洗いを実施する.
- **6.** 食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミは、ビニール袋に密閉して 処理する.
- 7. 上記6項目について計画書を事前に提出させ、出店の可否を審査する. 出店は最大で も10店舗程度にし、管理が行き届くようにする.

【3 「3つの密」を避ける】

- (1) 密閉空間を避ける
 - 1. 室内での出店の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回5分程度、2方向の窓を全開(教室の場合、窓と教室のドアを開ける)するなどして十分な換気を行う. また、換気のため窓やドアを開放している旨利用側学生・外部来場者に周知し、協力を要請する.

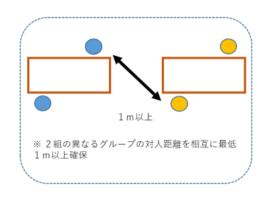
(2) 密接場面を避ける

1. 同一テーブルでの配置は、真正面での着座配置をさせず、座席の間隔を最低 1m以上確保できるよう配置する.



※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・

2. テーブル間の配置は、同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は相互の対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する.



- 3. 利用側学生・外部来場者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者 の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する.
- 4. 屋外の飲食スペースでは、対人距離を確保するよう呼びかける.

【4 感染者発生に備えた対処方針】

- 1. 販売側側学生の感染が判明した場合、保健所の指示・調査などに誠実かつ積極的に対応・協力して、電波祭からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある日時など感染拡大防止のための情報を公表する.
- 2. 全学生は、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで学内への立ち入りを控える。
- 3. 保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が電波祭への来場をしていたことが判明した場合、保健所の助言・指示などに誠実かつ積極的に対応・協力して、電波祭を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに必要に応じ感染の可能性のある日時など感染拡大防止のための情報を公表する.